

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況

平成29年3月16日
 経 済 産 業 省
 商務流通保安グループ
 ガス安全室

本資料は、平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針「第2 LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目」において、LPガス販売事業者等に取組を求めている事項について、トップヒアリング、立入検査による確認、LPガス関係機関からの報告等を踏まえ、当省においてその実施状況をとりまとめたもの。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
第2 LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目				
			最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成28年度において、次に掲げる4項目をLPガス販売事業者等に対して要請する。 1. 法令遵守の徹底、2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進、3. 事故防止対策、4. 自然災害対策 特に、事故防止対策については、平成27年の事故発生状況等から、 (1)CO中毒事故の防止対策 (2)一般消費者等に起因する事故の防止対策 (3)LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策 を重点的に対応することを要請する。 その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、 ・一般社団法人全国LPガス協会の「LPガス安全応援推進運動」すべてはお客様の安心のために」 ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準等 で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。	【関東東北産業保安監督部東北支部】 液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し保安ヒアリングを実施し、保安対策指針についての取組状況等の聞き取りを行った。（平成28年度は、新規登録事業者や前年度の立入検査状況を踏まえて選定した事業者に対し保安ヒアリングを実施） 【関東東北産業保安監督部】 立入検査時において、法令遵守の徹底を指導する一方、関係協会の管理者講習会、業務主任者講習会において、事故事例、立入検査指摘事項とともに重点事故対策3項目について説示した。 【中部近畿産業保安監督部】 7月に開催された中部液協通常総会に本省ガス安全室から講師を招き、「経営者・保安責任者講習会」において重点項目等を説明した。 総会では中部液協の会員自らが重点項目を実施していく平成28年度保安行動指針を表明した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 近畿液化ガス保安協議会の保安技術研修会（6月）、業務主任者研修会（10月）の場で、保安対策指針の内容を説明するとともに、法令遵守と保安確保のいっそうの向上について要請を実施した。 愛知県LPガス協会（5月）や中部地区LPガス連合会（6月）の総会に出席して保安対策指針への要請を行った。 【九州産業保安監督部】 所管事業者等を対象として「液化石油ガス保安担当者連絡会」を年2回開催（参加者各350人程度）し、同指針に掲げる内容の説明・周知を行った。また、LPガスのグループ企業等を取りまとめた保安講習会の席上においても同様の説明・周知を行った（佐賀県、熊本県で各1回）。
1. 法令遵守の徹底				
			(1)経営者の保安確保へ向けたコミットメント等	
			① 経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 法令・保安をテーマに安全会議を開いている。 会議終了後、法令遵守を全員で唱和している。 弊社が健全な事業を継続・維持していくための、基本理念の筆頭に「法令遵守の徹底」を掲げています。管理者を集めた月例会議や、配送担当社員の定期研修会など全社員に向け常に発信しています。 ・当社の保安に対する基本方針は以下の運輸マネジメントに包含されており、ホームページで公表している。 ①社長は、安全輸送はすべての業務における最優先課題と考え、大切な人命、貴重な財産を安全かつ確実に輸送することに主導的役割を果たします。また安全意識の浸透、安全風土の構築に向けた取り組みを、社員一丸となって積極的に推進していき、地域社会の一員として信頼される物流会社を目指します。 「液石法に基づく7号緊急時連絡の認定保安機関として、LPガス販売店から受託した保安監視サービスを通じてLPガスを使用されるお客様の安全・安心な生活の実現に貢献」を発信している 基本方針は年頭の訓示にて、全社員に向けコミットメントを実施。年2回支店長会議及び部門課長会議を開催し、具体的方針を発表しています。その際「コンプライアンス（法令遵守の徹底）」を掲げ、支店長、部門課長をはじめ、実務担当者まで保安の重要性を認識させています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
	【中部近畿産業保安監督部】 監督部が実施する立入検査等で液石法の遵守状況を確認。講習会等の、機会を捉えて注意事項等を伝達。 (中部液協) ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査の結果・・・保安機関として適切に対応している。
② 経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 石川県高圧ガス協会の会長職を務め、保安に対する姿勢を社内外に表明し、各事業所に訓練参加協力を呼掛けている。 毎年度ごと経営者の基本理念・安全に関する基本方針・安全活動を社内掲示板に公表し、保安の確保、作業の安全など目標を定め、事業所単位で意識づけを図っています。 ・当社の保安に対する基本方針は以下の運輸マネジメントに包含されており、ホームページで公表している。 ②会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。 □基本理念 サーラ物流株式会社にとって、安全輸送はすべての業務における最優先課題と考え、大切な人命、貴重な財産を安全かつ確実に輸送することが当社の使命と心得ます。また、安全意識の浸透、安全風土の構築に向けた取り組みを、社員一丸となって積極的に推進していき、地域社会の一員として信頼される物流会社を目指します。 ・年度末に経済産業省より発信される「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の内容を営業所長会議で共有している。 ・サーラグループ、ガステックサービス及び社内の緊急連絡体制は整備されている(社内の組織体制:経営トップが対策本部長として統括指揮を行い、事務局、総務班、システム班、事業グループ班、安全対策班と役割を明確にしている)。 ・安全輸送に関わる車両購入及び維持管理費、全車両の車両装備(漏えい検知液、緊急工具類等)のための予算確保を行っている。 ・保安業務部門の日次ミーティング(朝夕2回実施)へ経営者が出席し、全従業員を対象に保安業務の重要性を周知徹底している 社内に於いては、上記の通り会議時等で発表しています。社外に於いては、ホームページ上や株主総会時に「企業理念」として発信・発表しています。また、専務取締役が七協議会の東北液化石油ガス協議会会長の職にあり、保安の確保及び保安のレベルアップ向上に社内をはじめ社外も含め業界の保安向上に努めています。 【中部近畿産業保安監督部】 監督部が実施する立入検査等で液石法の遵守状況を確認。講習会等の、機会を捉えて注意事項等を伝達。 (中部液協) ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査の結果・・・保安機関として適切に対応している。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			③ 経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 保安管理体制として、社長を筆頭とし組織体制を図っている。 各高圧ガス関連の資格・講習の年間予算出費(法定講習一覧で管理) 経営者直下の保安担当役員を置き、事業所ごとに保安管理責任者(センター長)を定め、業務に関する報告・対応・問題点等の改善がスムーズとなる組織とし、保安業務実施者(配送担当者)のスキルアップを図るべく、上位資格の取得を積極的に推奨し整備に努めています。また資格取得や保安教育などに必要な予算も確保しています。 ・24時間365日の保安業務に対応する人員体制を構築し、運用している ・パナソニック情報セキュリティ基準に適合した管理体制を構築・運用することで、ISO27001認証を取得すると共に、継続的に情報セキュリティのレベル向上(人、システム)を図っている ・次世代集中監視導入に向けたシステム投資をしている 各事業所の支店長を保安責任者として全体を統括。課長を保安管理者、課長代理・営業所長を保安リーダーと定めかつ業務主任者に選任し保安を管理監督すると共に業務主任者としての職務を科しています。保安予算については、本社が前年度末に次年度の予算を計画策定。期限管理予算、埋設管対策予算等科目毎に計上し予算確保しています。 【中部近畿産業保安監督部】 監督部が実施する立入検査等で液石法の遵守状況を確認。講習会等の、機会を捉えて注意事項等を伝達。 (中部液協) ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査の結果・・・保安機関として適切に対応している。
(2)LPガス販売事業者等の義務の再認識				
			① LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、保安機関に対して、保安業務の実施状況について確実に確認を行うこと。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 保安業務の実施状況については毎月自社実施分の作成と、委託先の保安機関には「保安業務実施報告書」の提出を求めています。各事業所の業務主任者全員と保安管理者、保安リーダーが実施状況、内容を詳細に確認しています。また、その確認状況を本社保安管理室直轄の保安エリア指導者も内容を確認し、かつ本社保安管理室も社内保安査察時に確認指導を実施しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査時において、委託先保安機関との業務委託契約書、契約書に明記すべき事項、結果に関する帳簿記載事項について確認を行った。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			② 保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス販売事業者へに通知すること。 (現状) 平成25年度の立入検査において、保安業務の実施結果を委託元であるLPガス販売事業者へに通知していない保安機関が見受けられた。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 当日又は、翌日までにFAXで通知し、原紙を翌月郵送している。 保安業務の結果の通知は、保安業務規程及び契約書に則り、月に1回以上、点検結果の帳簿(リスト)に当社様式の報告書を付けて通知し、受領を頂いています。更に改善項目がある場合は、要改善情報のみのリストが別に発行され、改善を促進する目的で重ねて通知しています。また、社内査察に於きまして、保安業務の報告期限が守られているか、先方の受領があるか、のチェックを行い確認をしています。 - 配送データに基づき共有サーバーに自動的に供給設備点検リストが日ごとに作成されるシステムが構築されている。 - ガステックサービス分は各事業所の保安担当者が電子帳票上で確認(印)し、確認されたことを当社の営業所所長が確認している。 - 販売店分に関してはそれを印刷し、配送者が手渡しし、確認してもらっている。 - 集中監視業務で緊急時連絡を行った結果を速やかに委託元へ電話し、監視日報をFAXで報告している (集中監視対応履歴については保安機関で規定の期間保管している) - 消費者からの電話による緊急時連絡については、発生都度速やかに委託元に電話とFAXで報告している 委託元への保安業務実施の結果は、保安業務受委託契約書及び保安業務規程に則り「保安業務実施報告書」を作成し業務主任者、保安管理者、保安リーダーが内容を確認の後報告を行っています。保安業務の結果について不適合があった場合、不適合の内容、適合するための措置、その措置をとらなかった場合に生じる結果を速やかに委託元に通知します。報告内容については前記同様保安エリア指導者及び本社保安管理室も確認指導を実施しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様に、立入検査時において、受託保安業務に関する受託契約書、保安業務の結果に関する帳簿記載事項、緊急時対応記録簿の確認を行った。その際、帳簿記載上欠落しやすい各点検の結果を受けて、講ずべき措置、生ずべき結果の販売事業者への通知については、念入りにチェックを行った。
(3)保安教育の確実な実施				
			① 保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 年間保安教育計画をたて、計画に従い教育を実施。参加できなかった者は、日を改め個別で教育実施 全社統一の年間計画表を作成し、事業所ごとに保安管理者が配送従事者を集めた会議の中で行っています。非繁忙期の4～11月は毎月行い、繁忙期に入る12～3月は同じことを復習する意味で回覧で周知・伝達としています。なお繁忙期においても必要に応じては小集団に分けて招集し行うこともあり、いずれの場合でも、実施した内容や伝達事項など所定の記録簿に残し、参加者のサインをもらっています。また欠席者には別途個別に行っています。 - 期首に年間の保安教育計画表を各営業所ごとに営業所所長が作成し、LP配送グループマネージャーが承認したものを統括営業本部長、経営トップへ回覧している。 - 各営業所所長は承認された保安教育計画表に基づき、毎月1回保安講習を実施している。 - 各営業所所長は実施後保安講習議事録を作成し、LP配送グループマネージャー、統括営業本部長、経営トップの順で回覧し、実施状況及び内容の確認をしている。 - LPガス基礎知識、ガスメータ、伝送装置、集中監視システムに関する知識、保安業務フロー・マニュアルなどを研修メニューに保安教育計画を立案し、全保安業務従事者に保安教育を行い、実施結果を記録している - 保安業務従事者を関連団体などが実施する講習会等に積極的に参加させている 毎年4月、全事業所にて保安対策指針の内容の確認共有から保安教育を開始します。その際年間の保安教育計画書を作成。年間計画に基づき、毎月10日を保安の日と定め全事業所にて保安教育を実施。実施結果は本社保安管理室に送付してもらい、保安管理室は実施内容を確認し必要に応じて指導等を実施しています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査時において、販売事業者については業務主任者の責務として保安教育計画の立案、実施又はその監督の記録について確認し、保安機関については、保安業務規定に記載した保安教育内容の実施状況について確認を行った。 (中部液協) ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査の結果・・・保安機関として適切に対応している。
			② 保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 充填時の作業点検項目に従い、現場立会でチェック項目の再確認を実施した。 2号保安業務や容器交換作業、バルク充填作業について自社マニュアル・手順書を作成し保安教育に活用しています。また随時、業界団体が作成する「事故防止ガイド」等のマニュアルも合わせて有効に活用し、誰が行っても同じ結果が残せるよう、繰り返し行うことで、技術力の向上を図っています。 ・保安教育の実施にあたっては、自社で作成した作業マニュアル(LPシリンダ、ローリー、民生バルク、500kg)に則った作業手順、供給設備点検基準による容器交換時供給設備点検の指導を中心に行っている。 ・作業、供給設備に関わる事故事例、ヒヤリハット事例を発生都度作成し、ガステックサービスに報告するとともに社内の教育資料として活用している。 ・自社で作成した作業チェックシートに基づき、配送検定(本社事業部による)、添乗教育(営業所長による)を各年1回実施し、作業内容の確認及び必要に応じて指導を行っている。 行政及びKHK発行の「保安業務ガイド」等を参考に自社の「保安業務マニュアル」を作成しています。マニュアルは社内のポータルサイトに掲載し常に関覧出来る体制としています。また、年間計画に基づいて実施する保リーター、業務主任者、保安マイスター等会議・研修会で内容共有等再確認を行い、水平展開しています。技術力向上として、入社時に保安業務員資格、販売2種資格の取得、翌年度に設備士資格取得を最低限としています。それ以降についても、関係する資格取得を継続的に推進しています。 【関東東北産業保安監督部】 立入検査時に、作業マニュアルの有無、位置付け(保安業務規定の下位規程かどうか)について聴取し、新人・中途採用社員及び保安業務委託先に対する現場教育等における有用性を説示した。
			③ 販売グループの中核となっているLPガス販売事業者等は、グループ内の事業者等に対する保安教育を主導し、保安業務や保安技術を伝承、指導することにより保安レベルの向上を図ること。 (現状)	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 回数を重ね保安レベルの向上に努める。 ・ガステックサービスで年4回実施される保安会議にLP配送グループマネージャーが出席している。 ・保安会議で議題に挙がった供給設備点検項目の確認、供給設備のヒヤリハット事例などは営業所長会議で説明し、社内へ水平展開している。 ・月1回各営業所で開催される保安講習の際には、ガステックサービスの営業所長または保安担当者が出席し、教育、指導を行っている。 卸売り取引販売店に対しては販売店会を組織しており、年間事業計画に基づき研修会を開催しています。その年間計画の中に保安研修会も組み入れ実施しています。現地からの要請により、本社保安管理室が講師となり実施するケースも有ります。弊社は配送会社を関連会社を持っていますが、そちらの教育についても、営業所長会議や保安係員研修会等の機会に実施しています。また、県LPガス協会の講師を行っている者が居り、協会が主催する保安講習会等へ協力を行っています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				【中部近畿産業保安監督部】 大手LPガス販売店や卸事業者等ではグループ内の事業所等に対して計画的に保安教育を実施。
		④ 経済産業省が実施する地域保安指導事業において開催する保安講習会等に積極的に参加すること。		トップヒアリングの結果以下の例がみられた 参加に努める 日液協や全L協・県内の協会が主催する保安講習会には積極的に参加し、社内で水平展開させています。県内で行われる配送従事者の講習も毎年グループを分け、偏りが無いように定期的に受講させています。 ・保安講習会、ワーキンググループ討論会（日本液化石油ガス協議会主催）に参加している ・保安セミナー（奈良県LPガス協会主催）に参加している ・保安業務員講習（高圧ガス保安協会）を受講している→保安業務員資格を取得している ・日本液化石油ガス協議会発信の案内（通達、法令改正等の案内）を保安業務部門で周知している KHK、日液協、東液協、各LPガス協会等が主催する講習会や行政との共催による講習会等に積極的に参加しています。特に産業保安監督東北支部・東液協共同主催の保安講習会については関連会社も含め毎年100名程度参加し内容の共有、認識の統一を図っています。また、講習後は各事業所で伝達講習を実施し各保安担当、営業担当、業務担当への保安知識の平準化を図っています。 【関東東北産業保安監督部】 関液協主催の管理者講習会、業務主任者講習会の講師として、事故事例、立入検査指摘事項とともに重点事故対策3項目について説示した。
(4) 販売所・営業所単位での保安確保				
		① LPガス販売事業者は、販売所・営業所等の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。		トップヒアリングの結果以下の例がみられた 各事業所に保安責任者を任命し、保安業務担当者に保安確保への取組について指示指導を行っている 支店の課長代理、営業所の所長を業務主任者兼保安リーダーと定め、実務担当者を指導及び管理監督する任にあたらせています。現場の実務担当の長として保安業務の進捗状況の把握や業務の推進を行っています。本社への保安報告書は保安リーダーから、課長である保安管理者、支店長である保安責任者を經由して行われ、状況を把握、確認しています。 （中部液協） ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 （愛知LP） ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
		② LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。		トップヒアリングの結果以下の例がみられた 実務担当者、保安リーダー、保安管理者、保安責任者等各担当の職務・役割を明確にしています。その上で、保安業務マニュアルに則り各自の職務を確実に実行し、不備が発生しないようチェック体制を築き日々確認を徹底しています。結果は、毎月10日前後に各事業所単位で保安教育と併せ、法定期限管理、点検・調査等の状況確認を行い保安業務全般の情報共有化を図っています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				(中部液協) ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
			③ 販売所・営業所等において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めるとともに、内部監査の充実を図ること。	トップヒアリングの結果以下の例がみられた 各営業所から点検記録をFAXで受信し、保安業務の適切な実施を本社で把握 社内査察では、保安担当役員と共に、事業所ごとの保安管理者が相互に監査を行い、他事業所の保安管理状況の見える化を進め、不足・不備などを多くの目で発見できるように努め、お互いの意識の向上を図っています。そして査察結果は社内公表して水平展開をし、事業所どうしの足並みがそろうように取り組んでいます。 ・本社スタッフが年2回社内査察を実施し、安全な運行のために必要な車両の維持管理に関わる業務内容の確認や添乗教育の実施状況等の確認を行っている。 ・サーラグループにおいては監査部による年1回の業務査察が行われている。 ・許認可件数の確認、申請は本社事業部で管理している。 本社保安管理室直轄の保安エリア指導者が概ね四半期毎に事業所を巡回し、保安管理状況や帳簿の整備状況を確認し指導・改善を実施しています。保安指導結果は本社保安管理室へ報告し情報の共有化と指導・改善内容の精査を行っています。適宜保安エリア指導者会議を開催し全体的な保安業務の改善、効率化を検討・実践しています。更に、本社保安管理室において社内保安査察を実施し、状況の確認、指導を行っています。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 立入検査時に内部監査の実施の有無、体制、実施時期及び内容について聴取している。
(5)事業譲渡時の保安業務の確実な実施				
			① 事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況(配管等の設置状況等を含む。)を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 譲渡前の事前準備が非常に重要と考えています。譲渡前に、保安情報含めお客様情報を速やかに入手し、その上で、供給開始時点検調査、書面交付、設備改善等にどれ位の人員が必要なのか精査した後、業務引継ぎ計画書を作成します。スケジュールにより人員等の応援を他事業所から必要とする場合等は、本社が主体的に応援指示を行い、期間内で完了出来るよう実施指導しています。 (中部液協) ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ③ 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントを説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
			② 譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 事業譲渡前に顧客情報をもらい、パソコンシステムに顧客情報を落とし込み分布状況を把握しています。自社対応以外の場合は、現在の委託先に対応の可否を確認します。エリア外の場合は他の保安機関への委託が供給断念かの判断を行っています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
					(中部液協) ① 4月15日に保安技術者会議を実施し、ポイントの説明や変更点等の周知を行った。 ② 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ③ 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントを説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
(6)バルク貯槽等の20年検査に向けた体制準備					
			① LPガス販売事業者は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る液石法施行規則、告示及び通達並びに高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画の策定及びその準備に着手すること。 (現状) ・ 経済産業省は、バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化に関して、液石法施行規則及び告示の関係規定を平成26年6月に改正(同年9月1日施行)。また、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」(通達)を同年10月22日に改正。 ・ 高圧ガス保安協会は、経済産業省の委託事業で作成した20年検査に関する手順書(案)を基に次の3つの20年検査(告示検査)に関する高圧ガス保安協会規格(KHKS)を平成26年2月に制定。また、省令等の改正を受けて、平成27年2月4日に改正。 ① バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS0745) ② 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS0746) ③ バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS0841)	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 当社が、配送委託を受けている先のバルク貯槽(容器を含む)ごとのバルク製造経過年数一覧を作成し、年度ごとの先数を明確にし、販売事業者と共有し切り替え状況把握する。 ・2018年度からの本格実施に向けて販売事業者、工事施工業者と2016年度より定期的に協議を行っている。 ・貯槽搬出、搬入作業、初回充填を請け負う予定。 ・2016年度は試験的に貯槽の入替を4件実施した。 ・発生した問題点を抽出し、今後の本格稼働に向けて作業マニュアルの作成と合わせ調整を行っている。 弊社は、2018年(平成30年)より検査対象の貯槽が発生し2025年(平成37年)にピークを迎えます。その対応に向け、現在は弊社保安管理システムに貯槽本体及び附属部品の必要データの整備並びに貯槽本体の検査合格証の整備も鋭意整備中です。また、本格的に発生検査に対応する為に昨年から今年にかけて交換工事を概ね10ヶ所程度実施予定とし、ノウハウを蓄積して参ります。告示検査を実施せずシリンダーへの変更か本体交換を基本とし、年度毎の交換基数を決め平準化を計ると共にそれに伴う費用を年度毎に予算化し、来る20年対応に備えて参ります。 【関東東北産業保安監督部】 バルク貯槽の20年検査問題については、撤去・ガス回収作業等の非定常作業における事故発生リスクの増加、撤去後の容器一時置場の確保の問題を懸念しているところ。関東協主催の業務主任者講習会において、当概問題について啓発を行った。 【九州産業保安監督部】 九州液化石油ガス保安連絡協議会が開催する保安研修会において、バルク貯槽20年告示検査に向けた講習を行った。 (中部液協) 中部液協の専門委員会ではバルク20年問題の対応方法について、バルク容器関連メーカーを訪問して容器の再利用や容器の廃棄処理等について研修会を開催。中部近畿産業保安監督部も研修会に参加し、適宜アドバイスを行った。	

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進				
(1) 組織内のリスク管理の徹底				
			現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。その際、自主保安活動チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた ・社内保安査察において、関係法令、それに基づいた自社の保安業務規程、受委託契約書に記載されている内容や、保安機関としての経歴等、オリジナルのQ&Aチェックシートで理解度を確認しています。次に実際の保安管理状況がどのように維持されているかを、保安担当役員のもと事業所間の管理者同士が相互チェックし合い、お互いの改善点や参考事例を見つけ全体のレベルの向上となる様に取り組んでいます。 【参考】 ・集中監視業務の正確・迅速な継続運用に向け、定期的な研修を実施して実務レベル向上に取り組んでいる ・ガス安全室立入り検査結果を参考に保安業務に関するチェックリストを作成し、運用している ・ISO27001の認証を取得し、情報セキュリティ確保への継続的な改善と向上に努めている ・パナソニックグループ全体で定期的実施している防災訓練へ参加している 自主保安活動チェックシートを毎年活用しています。チェックシートの項目について強い部分と劣っている部分の分析をし現状のレベルを本社及び事業所で共有確認しています。分析に基づき、強い部分は継続時実施とし弱い部分は本社主導と事業所主導の部分に分けて改善に向けて取り組んでいます。また、チェックシート結果は一斉に公表し、各事業所の立ち位置を確認してもらい、競争意識を植え付け保安レベルアップに活用しています。更に、社内保安査察時にもチェックシートを使用しています。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 (高圧ガス保安協会) ・自主保安活動チェックシートの回収率:平成28年度 86.3%(一般社団法人全国LPガス協会調べ) ・一般社団法人全国LPガス協会は、全国のLPガス販売事業者等へ同チェックシートの周知徹底を図り、さらなる定着を図った。
(2) 集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進				
			より一層の安全確保の観点から、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。その際、集中監視システムの通信規格については、国際標準化された規格に配慮することが望ましい。(別紙1)	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた ・次世代の集中監視規格に対応するシステム導入に向けた保安サービス内容を検討している ・新システム導入に際し、顧客情報の管理強化に向けた情報セキュリティ策を検討している 弊社は、当初認定販売事業者を目指すべく導入を推進していましたが、通信インフラの度重なる変更に伴い断念。現在は全体の1割台の推移となっています。主としてバルクの残量監視や遠方顧客、自動検針に有効な現場等が主体となっています。自社にお客様コールセンターを有しており、また保安管理システムの更新時期も来ていることから通信インフラの状況を見極めながら再度普及の検討をすべき時期と考えております。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				【関東東北産業保安監督部東北支部】 販売事業者及び保安機関に対して自主保安活動シートを配布し、自己診断させた。 【関東東北産業保安監督部】 関液協主催の管理者講習会、業務主任者講習会において、制度の拡充を行った認定販売事業者制度について、有用性を説示した。 【中部近畿産業保安監督部】 中部液協通常総会やLPガス協会の会合等において集中監視システムに関するチラシを配布し説明を行うなど周知に努めた。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 平成28年4月に改正のあった、認定販売事業者の認可事例を研修会等で周知した。 (テレメータリング推進協議会) 「ガス・スマートライフ展2016」として、9月8日に東京で、11月9日に大阪で、集中監視システムの普及に関する講演会及び展示会を開催。
3. 事故防止対策				
(1)CO中毒事故の防止対策				
① 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策				
A. 業務用厨房の関係者に対する周知				
(ア)換気(給気及び排気)が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。				トップヒアリングの結果、以下の例がみられた CO中毒事故に関して、LPガス事故全体の発生件数に占める割合は少ないが被害が甚大であるとの認識のもと対応の重要性について会議や研修会、メール等にて都度周知しています。その上で、業務用換気警報器の100%設置を掲げ、ほぼ設置を完了しました。また、年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇、シルバーウィーク等繁忙期には社内通達を発信し、対象施設への周知の徹底を指導しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、消費設備調査時における屋内設置の開放式瞬間湯沸器、不燃防無CF式風呂釜等の設置状況について残存リスト、周知記録の確認を行うとともに、安全装置付燃焼器への買換促進について取組状況について聴取を行った。 【中部近畿産業保安監督部】 愛知県LPガス協会主催の「お客様懇談会」に出席し、消費者団体に安全機器の設置等を呼びかけた。また、富山県LPガス協会からの要請を受けLPガス事業者向けの保安講習会において講師を行い保安対策を呼びかけた。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ・飲食店等、業務用厨房機器使用者向けのリーフレットを食品衛生協会が実施する食品衛生責任者講習会においてを配布(食品衛生協会(9団体)に依頼)。広報をさらに効率化・確実化するため、大阪食品衛生協会が食品衛生責任者講習会におけるテキスト(食品衛生責任者ハンドブック)にリーフレットを印刷・綴じ込み、平成28年9月の講習から利用している。 ・ホームページで「飲食店の皆様へ(ガス安全使用のお願い)」で注意喚起を実施している。 (中部液化石油ガス保安協議会(中部液協)) ・ガス栓カバーの設置、調整期の交換周期の監理、業務用施設のCO中毒防止対策等について全会員を対象として「自主保安チェックシート」を活用した実態調査を実施。日液協の調査の他に中部液協として9月と12月にも独自でも調査を行い、調査結果を分析して保安レベルの向上のため頻繁に保安技術委員会を開催してフォローしている。 中部近畿産業保安監督部では保安技術委員会に出席してアドバイスを実施。 ・専門委員会で毎年テーマを定めて保安教育資料を作成している。平成28年度は「1t未満の供給施設の設置事例」を作成しており、中部近畿産業保安監督部からも毎月の検討会に参加してアドバイスを行った。「1t未満の供給施設の設置事例」は11月に開催された保安講習会の資料として活用された。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				(各県LPガス協会等) 各県のLPガス協会では消費者向けに懇談会や説明会を開催。 (富山県LPガス協会) 通常の保安業務とは別に、一人暮らしのお年寄りや高齢化世帯、要介護者宅を訪問してLPガスの相談や器具等の安全点検等を行う「ふれあいサポート運動」を実施している(12年目)。
			(イ) 定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員、アルバイト等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。 (現状) ・ ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスに関する注意喚起のためのリーフレット(総務省消防庁と連名)を経済産業省のホームページに掲載(別紙3) ・ 業務用厨房機器を維持管理する際に注意すべき点等について経済産業省のホームページに公表	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 業務用施設については、定期点検・調査時に通常点検・調査の他にゆで麺器、フライヤー、食器洗浄機が有ればCO濃度測定を基準としています。燃焼状態を確認しバーナー掃除等簡易作業が可能の場合はメンテナンスサービスを実施、修理等が必要な場合はメーカーへの修理要請をします。その際、業務用周知や行政作成のチラシ等を活用し注意喚起を促しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、業務用厨房における消費設備調査結果、業務用換気警報器の設置状況、換気に関する周知結果を確認するとともに、今般七協議会が合同で作成した換気に関する「注意喚起シール」の活用について、販売事業者に対し訴求を行った。
			(ウ) めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器(同一型式及び類似型式)であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 保安管理システムで対象機種及び類似機種のデータを抽出し事業所に対応を含め発信しました。対象機種があった場合メーカーに対応を依頼しました。前記同様CO測定を点検・調査時実施し、併せて周知を行い注意喚起を促しています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			B. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進 業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 業務用施設については、業務用換気警報器を100%設置を基本としています。ほぼ設置を完了しています。引き続き設置と期限管理を徹底して参ります。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、業務用厨房における消費設備調査結果、業務用換気警報器の設置状況について確認し、設置率の向上について要請を行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 立入検査時にガス漏れ警報器及びCO警報器の設置状況(比率)について聴取している。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。 (LPガス安全委員会) 業務用厨房でのLPガス使用者用にCO中毒事故防止に向けて「無くせ！3つの危険な落とし穴」の動画を作成し、ホームページに掲載
			② ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策 (ア)ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるCO中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた ボイラーの機種や設置状況により、業務用換気警報器が有効に作動する場所には設置をしています。併せて、業務用の周知やチラシを活用し注意喚起を行っています。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。
			(イ)ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を継続的に実施すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 保安管理システムで対象機種のデータを抽出し事業所に対応を含め発信しています。対象顧客には買換えキャンペーンを実施し交換誘導を行っています。買換えに応じてもらえない場合はCO警報器の設置を進めています。先ずは、開放湯沸し器、CF風呂釜、CF湯沸し器対象者に推進しています。CO警報器設置は目的ではなく、手段との認識のもと、屋外式や安全装置付の機器への交換誘導を進めています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
					【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、消費設備調査時における屋内設置の開放式瞬間湯沸器、不燃防無CF式風呂釜等の設置状況について残存リスト、周知記録の確認を行うとともに、安全装置付燃焼器への買換促進について要請を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述			取組状況
	③ 住宅におけるCO中毒事故の防止対策		
	(ア) 長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒に異常がないかを確認した上で使用するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 定期点検・調査時に長期不使用機器や今後使用しない機器が確認された場合、撤去や縁切りの提案を行っています。また、開放湯沸し器やCF湯沸し器、CF風呂釜については調査時にCO測定を基本としています。併せて使用の際の注意喚起を行っています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、消費設備調査時における屋内設置の開放式瞬間湯沸器、不燃防無CF式風呂釜、給排気設備等の設置状況の把握についてチェックするとともに、外置きRF風呂釜・給湯器への買換促進について要請を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。	
	(イ) 不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 保安管理システムで対象機種データを抽出し事業所に対応を含め発信しています。対象顧客には買換えキャンペーンを実施し交換誘導を行っています。買換えに応じてもらえない場合はCO警報器の設置を進めています。まずは、開放湯沸し器、CF風呂釜、CF湯沸し器対象者に推進しています。CO警報器設置は目的ではなく、手段との認識のもと、屋外式や安全装置付の機器への交換誘導を進めています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、消費設備調査時における屋内設置の開放式瞬間湯沸器、不燃防無CF式風呂釜等の設置状況について残存リスト、周知記録の確認を行うとともに、安全装置付燃焼器への買換促進について要請を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。	
(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策			
	① 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上		
	一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。 (ア) 一人住みの老人・高齢者宅、身体の不自由な消費者宅を訪問し、こころを始めとする消費機器の安全点検等の実施 (イ) 小・中学校を対象とした「出前教室」(保安教室、化学教室、料理教室)の開催 (ウ) 一人暮らしの大学生、サラリーマン、高齢者、介護関係者等に対しては、ワンポイントで具体的な事故事例をわかりやすく提示する等、事故防止に向けた注意喚起の実施 (エ) コンロ清掃・料理教室等のイベント 町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 各事業所において、定期的に個展、合展を開催し、最新機種の紹介や安全機器のPRを行っています。弊社ホームページに新商品機器情報や安全機器情報、ガス使用上の注意事項などを掲載し閲覧出来るようにしています。また、毎月の検針票や請求書のお知らせ欄にワンポイントアドバイスに掲載し消費者にPRしています。また、事業所によってはLP協会主導でガス会社合同の展示開会を開催している地区が有り、それに参加しPR活動をしています。	

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化 (オ)事故事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用 (現状) - 消費機器管理による事故防止のための注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙5) - 一般社団法人全国LPガス協会は、LPガスを安全に使用するためにパンフレットを作成し、LPガス販売事業者を通じて一般消費者等に配布(別紙6)	【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、消費設備調査結果、周知結果の適法性について確認を行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ホームページで「ご家庭の皆様へ(ガス安全使用のお願い)」で注意喚起を実施している。 【中国四国産業保安監督部四国支部】 28年3月に支部で作成した「業務用消費機器の着火時における安全確認の徹底」に係る注意喚起文書を、香川県を通じて一般社団法人香川県食品衛生協会が開催する食品衛生実務講習会で2,000部配布した。 【九州産業保安監督部】 所管事業者等に対して、LPガス消費者保安月間におけるガス事業者の取り組み状況について、アンケートを行い、講習会等の機会を活用して事例紹介を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 (LPガス安全委員会) LPガスを安全・安心にお使い頂くために保安ガイドを改訂し、同委員会のホームページに掲載すると共に、会員のイベント等を通じて一般消費者等に配布。また、家庭でのCO中毒事故防止について雑誌への広告掲載(平成28年10月、平成29年2月)を実施。 ○石川県エルピーガス協会の「ゆるやかな見守り活動」を取材し、HPに活動内容を紹介。高齢者の生活全般についての見守り活動を行い、高齢化社会に対応した安全・安心な地域作りに貢献 5,000戸の訪問を実施。
② 安全な消費機器の普及促進				
			安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ(注)等の安全な消費機器の普及を促進すること。 (現状) - 古いタイプの風呂釜の使用法に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙7) - 安全なガス機器への交換促進についてのリーフレットをLPガス安全委員会のホームページに掲載(別紙8) - Siセンサーコンロの出荷台数が平成26年9月時点、約2,500万台(平成25年9月、2,000万台を突破) (注) Siセンサーコンロとは、全ての火口に「調理油過熱防止装置」、「立ち消え安全装置」、「消し忘れ消火機能」等の機能を装備したものの	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 保安管理システムで対象機種データを抽出し事業所に対応を含め発信しています。対象顧客には買換えキャンペーンを実施し交換誘導しています。また、事業所毎に個展や合展を開催し新商品を紹介すると共に買換え誘導を行っています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			「直」・「消」・「燃」・「火」・「大」・「機」等の機能と装備したモノ。	【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、消費設備調査時における屋内設置の開放式瞬間湯沸器、不燃防無CF式風呂釜等の設置状況について残存リスト、周知記録の確認を行うとともに、安全装置付燃焼器への買換促進について取組状況について聴取を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 消費者向けチラシを作成し、経年器具の取り替えを促した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ・LPガス安全委員会は、安全なガス機器への交換促進についてのリーフレットを作成しホームページに掲載。
③ 誤開放防止対策の推進				
			(ア)ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「ガス栓カバー」の設置を促進すること。 (現状) ・「ガス栓カバー」の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙9) ・「ガス栓カバー」の出荷数は、平成23年は31,394個であったが、国やLPガス関係団体による設置促進等の取組により、平成24年は406,002個と大きく増加し、平成27年は457,276個、平成28年は457,060個となった。(一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会調べ)(別紙10)	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた ガス栓カバーは3年前から設置を開始しています。定期点検・調査時を重点取付時と捉え、29年度が4年目にあたり100%を目指して推進中です。また、推進にあたっては定期点検・調査時に限らず、供給開始時点検や修理対応時等、あらゆる機会を利用し推進しています。進捗状況は本社で把握し、事業所にフィードバックし進捗状況により指導を行っています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、ガス栓カバーの設置・普及を要請した。 (中部液協) 七協実態調査を通じて、ガス栓カバー設置推進の意識調査を実施し、誤開放事故の撲滅に向けた意識の高揚を行った。 (愛知LP) 七協実態調査に倣って、供給・消費設備及び安全機器に関する実態調査を実施し、販売事業者の保安意識の高揚を行った。 (日本エルピーガス供給機器工業会) ガス栓カバーの出荷数量について集計を行い、関係団体等に公表した。
			(イ)誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 新規物件につきましては1口ガス栓の設置を社内基準としています。物件発生の際本社には「新規物件開発報告書」が事業所より提出されます。その際「事前保安状況確認チェックリスト」の添付を必須とし、基準通りか確認しています。既存物件につきましては、定期点検・調査時等訪問の際にお客様の声を聞きながら1口ガス栓に交換を推進。また、ガス機器の交換の際に1口ガス栓化をするなどあらゆる機会を利用し推進中です。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				(中部液協) 七協実態調査を通じて、ガス栓カバー設置推進の意識調査を実施し、誤開放事故の撲滅に向けた意識の高揚を行った。 (愛知LP) 七協実態調査に倣って、供給・消費設備及び安全機器に関する実態調査を実施し、販売事業者の保安意識の高揚を行った。
④ ガス警報器の設置の促進等				
		LPガスの漏えいにより起因する事故の防止には、ガス警報器の設置が効果的であることから、ガス警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。 (現状) ・ ガス警報器の設置率は、平成26年度末現在、共同住宅で90.7%、一般住宅で72.5%(一般社団法人全国LPガス協会調べ)(別紙11)		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 屋外機器のみのお客様を除く全世帯に設置を社内基準としています。新築物件に於いては取付必須(事前保安状況確認チェックリストにて確認)としています。既存物件については設置促進と期限管理を徹底する為に、定期点検・調査時に同時に交換(有効期限が残っているが交換する)を進めています。進捗状況は本社で把握し、事業所にフィードバックし進捗状況により指導を行っています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、三戸以上の共同住宅等の法令上警報器の設置が義務づけられている建物における設置状況を確認した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 立入検査時にガス漏れ警報器及びCO警報器の設置状況(比率)について聴取している。 (中部液協・愛知LP共) 自主保安活動チェックシートを実施し、事故防止への意識高揚を図った。
⑤ 定期消費設備調査の推進				
		(ア) 定期消費設備調査は法定事項であるが、普及啓発の重要な機会としてとらえ、以下のような工夫を図りながら、一般消費者等に対するLPガスの理解増進を図ること。 a 中学校理科教科書のCO中毒に関する記載(別紙12)や漫画で解説した副読本(別紙13)、外国語によるパンフの活用 b ガス請求明細の裏面に注意事項等を記載 (現状) ・ 一般社団法人全国LPガス協会は、外国人がLPガスを安全に使用するためのパンフレット(英語、中国語、ポルトガル語)を作成し、LPガス販売事業者を通じて外国人の一般消費者等に配布(別紙14)		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 外国人消費者に対しては、母国語の周知文書を活用しています。弊社では供給開始時に14条内容や周知内容等が1冊の冊子になっているガイドブックを作成し活用しています。機器商品の「取り扱い説明書」と同様の保存版の冊子で、それを見ればLPガスに関する事がわかるようになっています。また、検針伝票や請求書に、お知らせ欄が有り情報提供に活用しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、帳簿の記載状況について適法性の確認を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。 立入検査時に対応状況を聞き取り。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(イ) 定期消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 4ヶ月前倒しの実施を基本としています。時間的猶予が有るのでその間に危険防止の為の調査の重要性や場合によっては保安閉栓を実施する旨等を伝え極力調査できるよう対応しています。それでも拒否に至ったお客様は社内ルールに則り、調査依頼を継続的に実施しています。別荘や社宅、寮などは管理人さん立会いのもと実施するなど大家さんや管理会社などに協力要請を行っています。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。 立入検査時に対応状況を聞き取り。
			(ウ) 不在が続く一般消費者等に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者等の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているLPガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となる。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 弊社も最終的に保安の確保の観点から保安閉栓を実施しています。一定期間を経て不在連絡表と共に3回訪問を実施。3回訪問時には不在連絡表と点検連絡用葉書きを置いて連絡を一定期間待ちます。連絡がない場合は一時的に閉栓を実施し、安全を確保しています。また、弊社ではコールセンターでの点検・調査のアポイント業務も実施しています。24時間365日対応となっていますので、夜間、休日など時間や日程を変えながら連絡、アポイント率を上げるよう対応しています。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。 立入検査時に対応状況を聞き取り。
			(エ) 定期消費設備調査に際しては、適切な場所に消費設備が設置されているか確認すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 定期点検・調査時に設置場所の適切な良否確認を指示しています。使用している点検表に「設置場所」の項目が有り確認を行っています。改善が必要な設備については、その必要性を十分に説明し改善誘導を行います。それでも了解が得られない場合は供給辞退も含め対応しています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				(中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。 立入検査時に対応状況を聞き取り。
			(オ)定期消費設備調査の結果、消費設備の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 定期点検・調査の結果を受け改善が必要なお客様には不適合・改善通知書を交付しそれにより起こり得る危険性を説明します。以降改善が完了するまで再調査を実施します。管理手法は保安管理システムに次回訪問予定日を入力し改善が完了するまで継続して行きます。にも関わらず改善が出来ない場合前記同様供給辞退も含め対応しています。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。 立入検査時に対応状況を聞き取り。
			(カ)学校、公民館等の公共施設は、ひとたび事故に至ると大惨事になりかねないことから、設備の期限管理等について、設備(供給設備を含む。)を所有する自治体をはじめ公共施設の関係者に理解を得るとともに、協力すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 公共施設の設備に関しましては予算化の問題が有り直近に設備改善の要望をしても難しい面があります。年度毎の予算化が多い事から設備期限到達前に改善が出来るよう前年度に要望を出すように指導を行っています。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 ② 11月に5会場で開催された地域保安指導事業講習にて、CO中毒事故防止及び保安業務等のポイントを説明した。 立入検査時に対応状況を聞き取り。
⑥ リコール対象品等への対応				
			消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。)に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。また、経済産業省のリコール情報に掲載されているガス機器に関する所有者情報を有している場合には、ガス機器製造事業者に対して情報提供などの協力を努めること。(別紙15-1～4) なお、LPガス販売事業者等は、リコール製品への対応を図る観点からガス機器製造事業者と連携を図ること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 最近では調整器のリコールが有りましたが、その際は保安管理システムから該当の型式を抽出しデータを作成して社内メールにて関係者に周知と対応の要請を実施しました。このようにリコール等重大な案件が発生した場合はメールや通達文書として周知徹底を計っています。パロマのリコールにつきましては、行政の方に毎月「供給開始時点検・調査、定期消費設備調査実施報告書」にて報告しています。現状、リコール対象品は点検・調査時及びシステム管理上はゼロですが今後も定期点検・調査時には注視するよう指導しています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 近畿液化ガス保安協議会の保安技術研修会及び業務主任者研修会において、「リコール未対策品による重大製品事故の発生状況」(産構審製品安全小委員会資料)を基に注意喚起し、リコールへの対応を促した。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
			⑦ 長期使用製品安全点検制度への協力	
			LPガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品について、一般消費者等に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はリーフレット等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。保安点検・調査時等に、自社が販売した製品で、対象製品にもかかわらず所有者情報の登録がされていない可能性がある場合には、所有者票の代行記入を含め、登録率向上に向けた対応を図ること。また、自社が販売した製品ではない場合においても、積極的に所有者票の代行記入等の協力を努めること。 なお、LPガス販売事業者等は、登録率向上に向けてガス機器製造事業者と連携を図ること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 基本的には屋外設置タイプの製品を推奨しています。現場上の問題やお客様からの要望で屋内設置する場合は、概ね代行記入し投函を実施しています。代行記入、投函が困難な場合はお客様に制度の説明を実施し登録の確認をするよう関係者に指導しています 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 近畿液化ガス保安協議会の保安技術研修会及び業務主任者研修会において、「経過期間別の経年劣化が原因とみられる事故の発生状況」(産構審製品安全小委員会資料)を基に注意喚起し、長期使用製品安全点検制度への理解を促した。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 (LPガス安全委員会) 保安ガイド、リーフレット等によって同制度が設けられていることを紹介。いま使っている「ガス瞬間湯沸器」大丈夫！？の啓発ビデオを作成「長期使用製品安全点検制度」を一般消費者に紹介。
			(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策	
			① 供給管・配管の事故防止対策	
			(ア)埋設管は、腐食しにくいポリエチレン管(PE管)等への取り替えを促進すること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 新規物件で埋設部が有る現場はPE管使用を標準としています。前記の「事前保安状況チェックリスト」にて事前確認としています。その際、ロケーティングワイヤーや埋設シートも確認、他工事対策としています。既存の埋設白ガス管やテープ巻き白ガス管については保安管理システムで管理し、漏えい検知装置による維持管理を実施しています。また、毎年本社にて予算を計上し、経過年数等優先順位を決めて計画的にPE管への入替えを進めています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 埋設供給管に係る漏えい試験の適切な実施について注意喚起を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
		(イ)他工事業者による埋設管破損等を防止するため、LPガス販売事業者は、供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。また、酸欠事故防止に向けた対応を図ること。		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 供給開始時に他工事を行う場合は必ず連絡先を周知しています。社員はじめ配送員や検針員からも工事情報があった場合は連絡が来るよう体制を整えています。また、弊社は簡易ガス事業も行っていますので、緊急車両を配備しています。必要工具を常時搭載し緊急時・災害時の対応に備えています。酸欠事故防止対策として、埋設工事が有る場合は単独での作業はせず、複数名での作業を基本としています。 【関東東北産業保安監督部】 特定液化設備工事後、規則第106条に基づく表示を、当概工事に係る供給管、配管等に適正になされているか確認を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
		(ウ)供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 外注工事業者については、工事認定制を実施しています。事前に工事認定申請を提出してもらい承認された工事業者のみが作業出来る仕組みとしています。申請には契約書、特定液化石油ガス設備工事事業開始届書、資格免状コピー、保険証コピー、完成図書サンプル、工具写真、自記圧力計の校正記録等を添付しその内容審査にて承認とします。資格の再講習等状況は現地では随時確認のほか、保安エリア指導者による指導時、さらには社内保安査察時にも確認しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、特定液化石油ガス設備工事の届出の有無、工事記録と図面の保管状況を確認したほか、液石設備士の免状及び再講習受講状況の確認を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
		② 機器の事故防止対策		
		(ア)調整器、高圧ホース等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。また、マイコンメーター、警報器等は事故を未然に防ぐ保安機能を有していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 一般的な目視点検以外に、容器交換時のメーター指針が軒先在庫と明らかに食い違う場合やマイコンメーターの異常警報表示があった場合などは、検知液塗布等の確認をすると共に、販売事業者に報告しています。 ・供給設備点検には期限管理の項目が無いため、容器交換時供給設備点検時に万が一期限切れを発見した場合は、容器回り設備改善依頼書でガステックサービスに連絡する体制となっている。 調整器、高圧ホースは法定期限管理と同様の認識で期限内交換を社内基準としています。ガスメーターは法定期限内交換を実施しています。ガス漏れ警報器については屋外設置のみのお客様以外全戸取付を基本とし、交換は定期点検・調査時や供給開始時点検時に同時に取付を行い期限切れが発生しないよう交換しています。また、本社にて進捗状況を保安管理システムにて月3回確認し、各事業所に発信。必要に応じて指導を行っています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、マイコンメーター、調整器及び高圧ホースの期限管理状況について、確認を行い、期限管理の徹底を指導した。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査時に周知を確認。 (日本エルピーガス供給機器工業会) 近液協の研修会にて「調整器の期限管理について」の講習を実施。また、講習会用資料として「バルク用調整器の期限管理」を作成した。
		(イ)充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実にすること。		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 容器交換作業中にお客様から話しかけられたり、対応を求められたりする場合にヒューマンエラーとして起こりうると考えられますので、作業終了後の最終安全チェックをバルブの「開」確認と共に必ず行うように指導しています。(社内研修時に実務マニュアルでも指導) ・充填容器等の接続に関しては、作業マニュアルの手順に沿って行い、指差呼称にて確認を実施している。 充填容器の接続については作業手順書による保安教育を実施しています。接続ミスの防止策として、容器交換時等点検後に指差し呼称による再確認の指導を実施しています。ガス設備の修理・交換工事後は必ず気密検査ないし漏えい検査を実施し、記録を保管しています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、特定液化石油ガス設備工事記録、気密試験の結果及び図面の確認を行った。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査時に周知を確認。
		(ウ)閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 卸会社との連携により、消費者宅で3ヶ月以上の未検針が続いた場合、販売事業者へ状況の確認をし、空家(閉栓)状態であった場合は、一時撤去を促し、なるべく早期に回収できるように努めています。 ・ガステックサービスより年1回閉栓需要家で、設置から5年以上経過した容器の回収指示があり、リストに基づき容器回収を行っている。それ以内のものであっても要請があれば容器回収を行っている。 長期不在が明確なお客様については容器撤去を実施しています。配送会社と閉栓先の設置状況の情報を共有し管理体制を強化し対応を協議しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、空家に放置されている供給設備及び容器を発見した場合には、盗難・いたずら防止の観点から早期の撤去を要請した。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査時に周知を確認。
		(エ)末端ガス栓に「ねじガス栓」を使用したことを原因とする誤開放事故が発生していることから、末端ガス栓は、原則としてつまみに押し回し機構(ロック機構)がある「可とう管ガス栓」を用いること。(別紙18)		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 平成25年の事故状況を踏まえ社内メールにて注意喚起を促し情報共有しております。また、毎年4月の保安教育は保安対策指針を題材に保安教育を実施し情報を共有しています。新規物件については「可とう管ガス栓」使用を原則とし、既存物件については、定期点検・調査時にお客様に交換誘導をお願いしています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
				【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、ヒューズガス栓の普及状況の確認を行い、例外的な物件については、理由を聞くとともに、ヒューズガス栓や器具接続ガス栓等への取り替えを指導した。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 立入検査時に周知を確認。
			③ バルク供給に係る事故防止対策	
			これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた バルク供給での事故事例を保安教育の題材とし、事故防止の徹底を図る ・ 充てん作業中のヒヤリハットや他社事例等、情報を入手した場合は、月例の配送担当者会議にて周知し、情報の共有を図っています。また予備の兼任担当者には、充てん時の作業手順書を作成し、専任者と同行させ教育・指導をしながら養成し、事業者起因の事故を発生させないように努めています。 ・ 自社で作成した作業マニュアルに則った作業手順の指導を、営業所所長が月1回の保安講習の際に実施している。 ・ 作業、供給設備に関わる事故事例、ヒヤリハット事例を共有し事故防止対策をしている。 安全弁交換については、交換時の事故事例が有る事から自社工事を行わずメーカー手配として弊社社員の立会いのもとメーカーの教育を受けた専門業者に作業依頼する事を原則としています。社員の知識習得については、事故事例、ヒヤリハット事例及びKHK作成のDVD等を活用しています。 【関東東北産業保安監督部】 例年と同様、立入検査において、バルク設置戸数及び基数、特定供給設備、500kg以上バルク貯槽の液化石油ガス設備工事の都県への届出記録、300kg以上バルク貯槽の地元消防への届出記録、 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。
			(4) その他	
			① 質量販売に係る事故防止対策	
			(ア) 質量販売に関する事故が発生していることから、質量販売に際しては、法令遵守を徹底し、供給開始時調査や定期消費設備調査及び14条書面交付について、確実に実施すること。また、質量販売先の一般消費者等に対し、質量販売事故防止のためのリーフレット等により周知を確実に実施すること。 (現状) ・ 質量販売事故防止についての注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙19)	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた ・ 質量販売は液石法の範囲のものは実施していない。高圧ガス保安法で販売事業者から指示のあった需要家のみ対応している。 ・ 万が一配送先で依頼があった場合は、お客様にガステックサービスに連絡していただくようにしている。 質量販売は原則禁止を基本としています。母屋にガス供給をしているお客様等どうしても断れない場合のみ実施しています。日液協作成の「質量販売解釈マニュアル」の冊子を全事業所に配布し知識の共有とレベルアップを計り、供給開始時調査、定期消費設備調査、14条書面交付、周知等確実に実施しています。また社内保安査察にて質量販売の有無、実施している場合、帳票の内容確認を実施し指導を行っています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
					【関東東北産業保安監督部】 立入検査において、販売の方法について、法14条書面記載事項、質量販売した場合及び引き取った場合の記録について確認し、容器や附属品の期限切れ及び調整器の改造等技術基準不適合の場合には、講ずべき結果及び生ずべき結果を消費者へ書面で通知するよう指導した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 立入検査時に質量販売の容量、使用目的、販売形態、消費設備の点検状況等を聴取。さらに、14条書面の交付時に消費者に対しての使用上の注意を促しているか聴取している。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 県を通じて対応している。
			(イ)LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 質量販売に関する保安教育を実施する際、特則承認についても教育を実施しています。また、前記同様日液協作成の「質量販売解釈マニュアル」の冊子を全事業所に配布し知識の共有とレベルアップに努めています。 【関東東北産業保安監督部】 山小屋等から保安確保についての相談に対応するとともに、関液協主催の管理者講習会において、業務の確実な実施について要請した。 (中部液協) ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 (愛知LP) ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 県を通じて対応している。
			② 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策		
			寒冷地等での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。 (現状) ・ LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙20)		トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 充填作業時の点検を確実に実施する。積雪(屋根雪落下)に伴う異常の確認(目視・臭い) 供給エリアが寒冷地で無く、落雪や除雪による被害や事故はありませんでしたが、近年の異常気象による思いがけない降雪もありますので、注意該当箇所が見当たれば、供給設備のチェックポイントとして販売事業者様へ改善を促し、保安確保に努めたいと考えます。 弊社は雪害発生の可能性が高い地域の事業所を抱えています。ソフト面では、シーズン前には必ず社内通達にて雪害対策の徹底を周知しますその上でお客様に注意喚起を促すよう実施しています。その際は行政作成のチラシや産業保安監督部東北支部からの注意喚起文書等活用しています。ハード面では、雪害にも効果の有るガス放出防止型高圧ホースへの全戸交換、単段調整器の垂直取付、片袖自動切替調整器や連結ホースから天秤型自動切替調整器への交換等設備改善を進めています。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
					【関東東北産業保安監督部東北支部】 大臣からLPガス関係団体へ「液化石油ガス販売事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化」について文書を出したことを受けて、当支部所管の販売事業者及び保安機関に対し、雪害事故防止対策に取り組むよう注意喚起したほか、併せて、東北6県のLPガス保安担当部署に対しても、各県所管の販売事業者及び保安機関に雪害事故防止対策の強化を要請するようお願いした。 当支部ホームページに「雪害によるガス事故発生防止（注意喚起）」を掲載した。 【関東東北産業保安監督部】 HP及び協会誌において、雪害対策について注意喚起を行った。 （中部液協） ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。
4. 自然災害対策					
				(1)「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高压ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月経済産業省及び高压ガス保安協会、平成26年9月改訂)を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。特に、地震等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高压ホース等の設置を徹底すること。(別紙21) (現状) 一般社団法人全国LPガス協会は、平成26年3月に、一般消費者等への周知活動として、災害対策のためのLPガス導入事例集、LPガスの常時利用を進めるためのパンフレットを作成し、全国各自治体、消費者団体等に配付(別紙22)	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 災害発生時における保安確保のための具体的な取組 ・バルク供給先での供給優先順位先リスト ・バルクローリーの積置 容器交換時において、転倒転落防止措置には、チェーンの正しいかけ方を特に指導し、チェーンフックの取付位置により確実な転倒防止が出来ていない場合や容器の水平が保たれない場合などは、改善要求をしています。 東日本大震災を経験した事業者として対応は非常に重要と考えています。災害対策マニュアルは各事業所に常備、また社内ポータルサイトに必要な時に確認できる環境としています。津波や地震で効果が見られたことから、ガス放出防止型高压ホース使用を社内基準とし新築時や期限交換時には必ず取付を基本とし最終的に全戸取付を進めています。取り付け漏れを防ぐ為、供給機器メーカーに対して弊社発注分は全てガス放出防止型高压ホースの出荷を指示しています。また容器の2重掛けについても新築時は標準とし、既存物件についてはハザードマップで浸水域域とされる地域での取付を指導しています。 【関東東北産業保安監督部】 立入検査時において、容器の二重巻きによる転倒防止措置及び張力式高压ホースの導入を要請する一方、関液協主催の管理者講習会、業務主任者講習会において、重ねて要請した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 立入検査時に事業者に対し「転倒防止のためのチェーンの二重掛け(ベルトの二重掛け含む)」「ガス放出防止型高压ホース」の設置状況と今後の導入計画を聞き取りを実施している。 （中部液協） ① 7月14日に開催された通常総会の中で「経営者・保安責任者講習会」を実施し、講演の中で重点項目等を説明した。 ② 11月22日に保安講習会を実施し、重要なポイントについて説明した。 （愛知LP） ① 協会法規技術委員会や常任理事会等で会員へ周知した。 ② 10月に6会場で開催された愛知県主催の販売事業者等保安講習会において、ポイント等を周知した。 地震会議開催が見送られた。 （日本エルピーガス供給機器工業会） ガス放出防止型高压ホースの都道府県別出荷割合について集計を行い、関係団体等に公表した。また、講習会用パワーポイントを改定した。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(2) 仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。	トップヒアリングの結果、以下の例がみられた 仮設住宅にバルク供給が発生した場合保安業務を確実に実施し、ガスの漏洩事故、特に留意して取り組む。 仮設住宅における容器交換時の供給設備点検についても、復旧支援活動訓練に取り入れることで、特に留意したいと考えます。 弊社も仮設住宅にLPガスを供給しています。仮設住宅での事故防止対策対応について定期的に社内通達を出して周知すると共にお客様に注意喚起を促すようにしています。点検・調査は通常の一般住宅や集合住宅と同様の対応を実施しています。また、震災から6年近く経過する事からガス漏れ警報器の交換の徹底や災害公営住宅への引越しに伴い空き室も出てきていることから訪問の際の設備の確認の実施を指導しています